

津市森林再生力強化対策事業補助金交付要綱

令和元年 9 月 1 9 日訓第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、森林所有者等が行う新植地等への獣害防止施設等の整備を支援し、森林が有する土砂流出防止等の公益的機能の高度発揮を図るため、みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業実施要領（平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け農林水第 3 0 - 5 2 9 号。以下「実施要領」という。）、三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領（平成 1 4 年 6 月 4 日付け環境第 0 6 - 1 4 3 号。以下「交付要領」という。）及び津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「森林再生力強化対策事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、本市の区域内において実施要領別記 2 の第 2 の 1 の(3)に規定する事業を行う森林所有者又は森林組合等に対し、実施要領別記 2 の第 2 の 1 の(4)に規定する経費（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、交付対象経費の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、交付要領第 4 の 3 の(2)の規定による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 1 0 日とする。

(添付書類)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 造林事業の交付申請書・実績報告書（交付要領第 3 号様式）の写し
- (2) 造林補助事業内訳書（交付要領第 4 号様式）の写し
- (3) 造林補助事業実測図（交付要領第 5 号様式）の写し

- (4) 施業図（縮尺 5 千分の 1 の森林計画図等に施行地を記したものをいう。
ただし、前号の実測図に等高線等の表示があり施業図と同等とみなせる場合は、この限りでない。）
- (5) 総括位置図（5 万分の 1 地形図をいう。）
- (6) 委任状及び精算依頼書（交付要領第 2 号様式）の写し（代理申請の場合に限る。）
- (7) 施業前、施業中及び施業後の写真
- (8) 補助金の額の確定通知（交付要領第 6 号様式）の写し
- (9) 造林補助事業完了検査調書・造林補助事業補助金指令内訳書（交付要領第 9 号様式）の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
（実績の報告）

第 7 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日までに、これを行わなければならない。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和元年 9 月 2 0 日から施行する。